令和８年（フ）第３８５４号
大阪府八尾市天王寺屋２丁目98番地の１
シーズンコート303号
債務者　尾川　大樹
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３１号
大阪市東成区神路４丁目10番22―705号
債務者　髙木　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第１７号
山口県萩市大字土原420番地
破産者　株式会社ツーリスト山口
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所萩支部

令和４年（フ）第１３号
福岡県久留米市国分町2028番地
破産者　ジェイホーム株式会社
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

令和５年（フ）第１８１号
福井県坂井市三国町宿一丁目10番12号
破産者　田島商事有限会社
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１４９号
福井市文京六丁目408番地
破産者　株式会社ヤマトオプチカル
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２４３号
福井県越前市村国三丁目６番地10
破産者　松原商事株式会社
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３１０号
福井県越前市京町一丁目４番34号
破産者　亡蔭山雅一相続財産
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和５年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市魚市場前４番38号
破産者　株式会社丸勇鈴伊
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和７年（フ）第１４９０号
東京都町田市小山田桜台１丁目10番地１49―104
破産者　米山　昭二
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５号
東京都小金井市本町１丁目８番５―304号サクラビルＮＯ１
破産者　來生　謙介
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１４号
東京都調布市西つつじケ丘一丁目49番地９
破産者　有限会社ブルックス
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３８８号
東京都八王子市丹木町３丁目153番地２
破産者　俵　　理絵
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１４１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目18番地の28
破産者　株式会社文昭堂好文の木
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２５０号
静岡県浜松市中央区卸本町94番地
破産者　アールプライド株式会社
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４３７号
広島市西区中広町２丁目20番10号
破産者　西部興産株式会社
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３６０号
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘３丁目３番２号、開始決定時の住所奈良県生駒市あすか野北１丁目４番17号
破産者　松田工業こと　松田　　茂
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２号
福井市新保３丁目1808番地　シャンパーニュ新保102号室、旧住所福井県越前市宮谷町第49号32番地の１
破産者　加藤　雅大
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係